

**放送倫理・番組向上機構**  
**平成23年度 第2回理事会 議事録**

1. 日 時 平成24年3月1日(木) 正午～午後2時
2. 場 所 放送倫理・番組向上機構 第1会議室
3. 出席者 飽戸 弘 理事長  
岡本 伸行 専務理事 村澤 繁夫 理事(事務局長)  
藤久 ミネ 理事 冷水 仁彦 理事 牧野 力 理事  
早河 洋 理事 福田 俊男 理事  
濱田 純一 理事(理事長に議決権委任)  
藤川 英彦 監事 大寺 廣幸 監事  
〔欠席〕 田中 珍彦 理事

4. 議 題

- (1) 平成23年度収支予算の第2次補正について
- (2) 平成24年度事業計画・平成24年度収支予算について
- (3) 評議員の選任について
- (4) 放送人権委員会、青少年委員会の委員選任結果について
- (5) 会計処理規程の一部改正について
- (6) その他

5. 配付資料

- (1) 平成23年度BPO収支予算書〔2次補正〕(案)
- (2)-1 平成24年度BPO事業計画(案)  
-2 平成24年度BPO収支予算書(案)
- (3) BPO評議員の選任について(案)
- (4) 放送人権委員会、青少年委員会の平成24年度からの新委員
- (5) 会計処理規程の一部改正(案)

6. 議 事

議事に先立ち、村澤理事(事務局長)から、濱田理事の委任状出席を含めて理事の過半数(8名)が出席し、理事会は有効に成立するとの報告があり、議事に入った。

**(1) 平成23年度収支予算の第2次補正について**

岡本専務理事から、平成23年度収支予算の第2次補正について、以下の提案があり、審議の結果、全会一致で承認された。

平成23年度BPO収支予算書〔収支2次補正案〕については、事業費は補正せず、管理費を補正して869万9,000円増やし、1億2,875万円とする。

23年度末の予算執行を見通すと、管理費が不足するが、会計処理規程により事業費と管理費は相互に流用できないため、予備費の3,000万円から869万円分を管理費に充当する。このうち人件費は、経理職員採用時の紹介手数料などで144万円増加。福利厚生費は、当初の計上の不足を訂正し、277万円増の修正。旅費交通費は105万円増の補正。23年度の広報3名の旅費交通費は管理費扱い。補正が必要となったのは、BPOの活動に関する聞き取

り調査を、東京・大阪の15社に対して実施したことと、昨年11月に仙台で震災報道についての意見交換会を100人規模で開催したことから、広報担当2名の出張が非常に増えたため。24年度からは広報活動は管理費から外れて事業費に計上される。

専門家相談料は、血液型に過度に依存した番組を作らないようにという青少年委員会の決定に対して、血液型の研究者から名誉が毀損されたという裁判が起こされたが、2月27日に判決が出て勝訴し、その弁護士費用がかかっている。保守費の中の約100万円は、東日本大震災による予期せぬ支出であり、70万円程度が事務室の家具の転倒防止、ガラスの飛散防止の費用。それに天井からの水漏れにより故障したパソコンと電気機器の入れ替え。概ね20数名の職員へのリュック、ヘルメット、携帯食等の帰宅困難者対策の支出があった。

補正の第2段階として、予備費をゼロとした。869万円を管理費に充てたため、予備費は2,000万円以上残ることになるが、公認会計士の指導により、年度末までに使用の可能性がほばない予備費を残さず、結果的に3,000万円の予備費をゼロとする。

## (2) 平成24年度事業計画・平成24年度収支予算について

### 平成24年度事業計画(案)について

岡本専務理事から、以下の提案があった。

B P の特殊性として、委員会は独立した第三者性を厳しく保ち、その活動は委員会が自主的に決めるという性格上、事務局が果たすべき役割が事業計画の柱になる。

まず、B P Oが初めて行った一般視聴者の意見調査、および放送局へのB P に関する聞き取り調査を踏まえ、委員と放送局が意見を交わす事例研究会、委員会と地方局との意見交換会を続けるとともに、新しい方策を考えていく。昨年の仙台の意見交換会のように、1委員会にとどまらない企画については、適宜、事務局内プロジェクトを作って実施していく。25年度のB P O10周年の企画等についても、プロジェクト体制を早急に構築して検討していく。

2番目の放送倫理の高揚は、具体的には放送倫理検証委員会の活動、3番目は放送人権委員会、4番目が青少年委員会の3つの委員会の活動計画。このうち、放送倫理検証委員会と放送人権委員会は、これまでのブロック単位の開催に加え、新たに2回程度、県単位で中規模の地方意見交換会を開く。出向く委員も3人程度にし、事務局も一部に限る。

放送倫理検証委員会は、24年度で発足5年となるのを機に、今までの13の決定をまとめた資料の作成やシンポジウムの開催等を検討する。

青少年委員会は、放送局のバラエティー、ドラマ担当者に対する調査を2年かけてまとめ、本年2月10日にシンポジウムを開いた。24年度は次の調査研究の準備にあたり、予算規模も小さくした。

視聴者対応は、視聴者の意見を着実に事務局調査役、放送局に伝えるという仕事。最近の特徴として、メールによる意見が非常に多くなっており、そのような傾向を見極めながら、迅速に意見を放送局に伝えていきたい。

広報は、3人の体制で23年度に発足した。B P Oが一般の人や放送局にどう見られているかの調査等を行い、1回目のデータは取れた。これを広報活動に結びつけていきたい。広報の基本は、委員会決定などを番組制作・報道の現場に正確に理解していただくことと、

視聴者にB P の活動を幅広く正確に理解していただくことの二つの性格がある。B P と新聞記者とで定期的に懇談して、報道の立場からのB P への意見や注文を積極的に聞き取り、活動に生かしていきたい。さらに、表現の自由やマスコミ等を研究する方々との連携を通じて、学問の世界でもB P のあり方や活動についての研究が行われるよう材料提供等を図りたい。

23年度は、地方放送局での研修会等に委員と調査役を派遣する費用全額をB P Oが負担をすることにした。現在までに、ほぼ20件の派遣例がある。さらに周知していく。

#### 平成24年度B P 収支予算(案)について

続いて岡本専務理事から、24年度B P 収支予算について、以下の提案があった。

収入の99%以上は、NHK、民放連、それと民放連加盟201社からの会費収入だが、23年度は震災のため、東北3県の民放局の会費を免除した。24年度は従来と同じ会費をお願いしており、昨年より954万円増えて4億500万円程度の収入となっている。

事業費を委員会ごとに見ると、青少年委員会は減っているが、そのほかは増えている。放送人権委員会は23年度4件の決定を想定して予算を組んだ。23年度の決定は0件となるのが確実だが、申し立ては予測できないので、決定は3件と見て1件分減らした。新たに中規模の地方局意見交換会を2回開くため、金額はあまり変わらず、9,300万円余となった。

放送倫理検証委員会は、23年度の決定は4件、『ぴーかんテレビ』の提言1件であった。24年度は決定を4件と想定した。地方での意見交換会1回に加え、中規模意見交換会2回を目標として予算に入れた。また、委員会設立5周年として、決定集の作成とシンポジウムの開催を予算に入れている。

B P の費用負担で行う地方局への講師派遣は、派遣先や決定数によって経費が変わるが、人権4回、検証4回、青少年2回と仕訳けし、ほぼ今年度と同じ規模の回数とした。青少年委員会は、年間700万円程度を要した調査が23年度で終わったので、5,800万円から4,900万円に減っている。視聴者対応は、前年度とあまり変わらない。

23年度の広報は、人件費・交通費等を管理費に計上したが、24年度は事業費に移した結果、3,000万円近くが事業費に移り、大きな増額になった。このほか、スポットを新しく作るともにホームページを大幅刷新することで、5,000万円の予算となった。

これらの事業支出は3億5,330万円となり、管理費は、前年度の1億3,000万円近くから24年度は1億395万円に縮小している。

緊急対策資産については、徐々に取り崩して事業費に当てることにしている。結果、24年度全般では3,600万円の赤字、23年度からの繰越額3,800万円を使うと115万円が25年度に繰り越される。

以上の提案の後、審議の結果、来年度の事業計画・予算を全会一致で原案どおり承認した。

なお、審議の中で、次の発言があった。

(理事) 2月の事例研究会では、委員の方々と、民放・NHKのプロデューサー、ディレクターとで、非常に率直な意見のやりとりがあつて勉強になった。昨秋、仙台で行われた東日本大震災報道に関する「取材現場からの証言」にNHK職員も参加し、やはり民放の皆

さんがどう考え、どう行動したのかをうかがった。B P でないと、こういう場を設けることは難しい。非常に有意義な会議だったと率直に思った。

(理事長) 事例研究会や意見交換会では、非常に率直に双方から意見が出る。決定の趣旨を理解いただくことが一番だが、逆に、制作現場の考え方を踏まえた制作者側の意見をB P の委員にフィードバックする場としても役に立っている。

(理事) ある新聞の新聞委員会のような第三者機関があったとき、東大の濱田先生が、権威ある第三者機関ということを誇りに思い、開かれた議論の場を提供する活動を第三者機関に期待したい、と述べたことがあった。B P Oの事業計画を見ると、青少年委員会のシンポジウムもあって、開かれた議論の場の提供という形に、だんだんと方向を広めてきているような気がする。

(理事長) 青少年シンポジウムの調査データはかなり膨大である。また、放送事業者と視聴者と同じ質問をしているので、両者のギャップも非常にはっきり出ている。そういう意味で、青少年委員会以外の、放送人権委員会や放送倫理検証委員会にも役に立つだろう。こういう食い違いがあるからこういう問題が起こるといふ、これから活用できるデータだ。

事業計画との関係で言うと、今年度は放送人権委員会の決定はゼロ。1件は審理入り後に申立人が取り下げ、もう1件はあっせんして解決となった。放送人権委員会では、もう少し申し立てをしやすくするにはどうしたらいいかと検討している。

(事務局) 放送人権委員会ではホームページを利用した申し立てをスタートさせた。放送人権委員会は、個人が放送でこういう被害を受けたという申し立てが審理の条件だが、視聴者にとっては、そのハードルが高いのではないかと。申し立てが減っているのもその表れだろう。そのうえ最近、最初から弁護士が申立書を書くケースが増え、裁判と同じような状態になっている。そこで、申し立てしやすいように、B P のホームページに申立書の書き方とかの案内の入口を作った。まだ1週間ぐらいしか経っていないので、これを經由した申し立ては実現していないが、そういう努力もしている。

(理事長) 一般の人が簡便に訴えやすい状況でないといけない。少しでも間口を広げて、あとは事務局が手助けして、苦情があれば委員会に伝わるようにする。その第一歩がホームページを利用した申し立てである。

### (3) 評議員の選任について

岡本専務から、本年3月31日に任期が終了する評議員5名の再任について説明があり、審議の結果、全会一致で、原案どおり、次の5名全員の再任を承認した。

〔再任〕半田正夫(青山学院理事長)、堀部政男(一橋大学名誉教授)、辻井重男(中央大学研究開発機構教授)、藤原作弥(ジャーナリスト、元日本銀行総裁)、三浦朱門(作家)  
なお、宮原賢次(住友商事名誉顧問)、山田太一(脚本家)の二人は継続。

### (4) 放送人権委員会、青少年委員会の委員選任結果について

村澤理事(事務局長)から、評議員会での放送人権委員会と青少年委員会の委員選任結果について、以下の報告があり、了承された。

11月28日に開催した評議委員会で、委員の再任と、新委員5名の選任を行った。新委員

の任期は平成24年4月から27年3月までの3年間。

<放送人権委員会>

〔退任〕堀野紀委員長、樺山紘一委員長代行、武田徹委員

〔再任〕三宅弘委員長代行、大石芳野委員、小山剛委員、坂井眞委員、田中里沙委員、山田健太委員〔継続〕

〔新任〕市川正司委員(弁護士)、奥武則委員(法政大学社会学部教授)、林香里委員(東京大学大学院情報学環教授)

<青少年委員会>

〔退任〕軍司貞則委員

〔再任〕汐見稔幸委員長、境真理子副委員長〔継続〕、小田桐誠委員、加藤理委員、萩原滋委員、渡邊淳子委員

〔新任〕川端裕人委員(作家)、最相葉月委員(ノンフィクションライター)

### (5) 会計処理規程の一部改正について

岡本専務から、会計処理規定の一部改正について、以下の提案・説明があり、全会一致で承認された。

公認会計士の指導を受けながら、任意団体であること、事業規模等に合わせること、有価証券を持たず収益事業もないことなどを踏まえ、全体の簡素化等を目的に見直した。このうち予備費については、理事会承認を必要とする現行の規定に加え、1件500万円を限度に理事長承認で支出できるという新しい規定を設けた。この改正は、公正さの担保と理事会開催が年2回という事情等を考慮した。

### (6) その他

岡本専務理事から、最近のB P の動きについて、以下の報告があった。

『B P 報告』106号に、一般視聴者1,200名を対象に初めて実施したアンケートの結果を掲載した。B P Oの活動がどれだけ理解されているか、一つの裏づけを得るのが目的である。主な結果を見ると、B P を知っている人が半数の52%。その3分の2は名称しかわかっておらず、少しでもその業務内容をわかっている人などは全体の18%で、まだまだ理解を得るための努力が必要だと実感させられた。

東阪15の放送局にB P Oの活動に関する聞き取り調査を行って、結果を委員会に報告し、一部の委員会では改善の検討を開始している。代表的な意見は、「決定文がわかりにくい、読み切れない、長い、要約を作ってくれないか」というもの。「放送倫理の問題が、放送倫理検証委員会と人権委員会で審議されるが、どういう違いがあるのかわかりにくい」「審議や審理、決定の勧告、見解、意見といった用語が委員会ごとに分かれているが、統一できるのではないか」という意見もあり、検討していきたい。

なお、報告を受けて次の意見交換があった。

(理事長) B P は今年、調査を三つ実施したが、そのうち青少年委員会は、送り手調査と受け手調査を行った。1970年から80年ぐらいまでは、放送局や新聞社、民放連研究所と

かNHK文研で送り手調査が結構あったが、その後はほとんどない。送り手調査は久しぶりで、そういう意味でも貴重な資料だ。

(理事) 東海テレビ『ピーかんテレビ』問題に関する提言で、全社的なレベルで放送の使命について話し合いをしてほしいと提言している。いい提言、いろいろ配慮のある提言が出ているのに、新聞記事の中にそういうことがほとんど見られなかった。記者会見か何かの形を少し変えられるといいかなという感じはする。

(事務局) 放送局にも、新聞記者にもっとBPOが働きかけをすべきだという意見がある。

(理事) 『ピーかんテレビ』の問題だが、去年の8月4日に事案が発生して半年後の2月初めに、委員会等が指摘した中で最初になる『オンブズ東海』を発足させて議論することになった。会社側も会社がすべきところは行い、組織も新設したが、半年かかっている。一つのことが起きると相当時間がかかるという気がした。

(事務局) 新聞記者とは、記者会見以外にも年に何回か定期的に話し合いの場を作ろうと、広報の予算に入れている。新聞社の担当記者に的確に案内や情報が届くように整理が必要だと考えている。

(理事長) B P を知るようになったのは新聞という人は3割に近い。第3位で相当、影響力を持っている。先ほどの新聞記者との話し合いも大事だと思う。

以上